

# 福岡県公報

令和八年五月十九日  
第六百九十五号  
増刊  
①

## 目次

### 規則(第三十七号)

○福岡県営林道事業施行規則の一部を改正する規則 (農村森林整備課) …………… 1

## 規則

福岡県営林道事業施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年五月十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 福岡県規則第三十七号

福岡県営林道事業施行規則の一部を改正する規則

福岡県営林道事業施行規則(昭和四十一年福岡県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十四条第一項」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第十六条第一項」に改める。

様式第一号中「四」を削り、「二」を「三」に改める。

### 附則

#### (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県営林道事業施行規則の規定は、令和八年四月一日から適用する。

#### (経過措置)

2 改正前の福岡県営林道事業施行規則(以下「旧規則」という。)第三条の規定に基づき採択を受けた事業の施行については、なお従前の例による。

3 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)附則第4条第二項の規定により、なおその効力を有することとされる旧過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十四条第一項の規定に基づく林道整備事業、ふるさと林道緊急整備事業その他知事が必要と認める事業については、旧規則第三条の規定は、なおその効力を有する。